明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　前号に規定する書類において、その行うデリバティブ取引等のおおむね全部がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行うことが明らかにされていること。

三　第一号に規定する書類において定められた方針に従つてデリバティブ取引等を行うために必要な組織及び業務管理体制が整備されていること。

四　その行うデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果について、第一号に規定する書類において定められた方針に従つて定期的に確認が行われていること。

7　部分対象外国関係会社の当該事業年度の前事業年度以前の事業年度に係る部分適用対象金額（法第四十条の四第六項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）の計算につき、前項の規定の適用を受けた居住者の当該部分対象外国関係会社に係る当該事業年度に係る部分適用対象金額の計算については、当該部分対象外国関係会社が当該事業年度において行つたデリバティブ取引等のおおむね全部がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである場合に該当しないこととなつた場合又は同項各号に掲げる要件を満たさないこととなつた場合を除き、同項の規定の適用があるものとする。

8　法第四十条の四第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係会社が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引とする。

9　法第四十条の四第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、短期売買商品（法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品に相当する資産をいう。次項において同じ。）の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引、法人税法第六十一条の八第二項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引とする。

10　第五項から第七項までの規定は、前項の短期売買商品の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引について準用する。この場合において、第五項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失」とあるのは「短期売買商品損失額（短期売買商品（法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品に相当する資産をいう。以下第九項までにおいて同じ。）の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品の取得」と、「ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品」と、同号ハ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品損失額」と、第六項中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるのは「短期売買商品損失額を減少させるために行つた」と、「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品」と、同項第二号及び第四号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品損失額」と、第七項中「前項」とあるのは「第十項」において準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品損失額」と読み替えるものとする。

11　法第四十条の四第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、各事業年度において行う特定通貨建取引の金額又は各事業年度終了の時において有する特定通貨建資産等の金額に係る機能通貨換算額につき法人税法第六十一条の八から第六十一条の十までの規定その他法人税に関する法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される利益の額又は損失の額とする。

12　第五項、前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　機能通貨　部分対象外国関係会社がその会計帳簿の作成に当たり使用する通貨表示の通貨をいう。

二　特定通貨　機能通貨以外の通貨をいう。

三　特定通貨建取引　特定通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。

四　特定通貨建資産等　次に掲げる資産及び負債をいう。

イ　特定通貨建債権（特定通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）及び特定通貨建債務（特定通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。）

ロ　特定通貨建有価証券（その償還が特定通貨で行われる債券、残余財産の分配が特定通貨で行われる株式及びこれらに準ずる有価証券をいう。）

ハ　特定通貨建の預金

ニ　特定通貨

五　機能通貨換算額　特定通貨で表示された金額を機能通貨で表示された金額に換算した金額をいう。

13　第五項から第七項までの規定は、法第四十条の四第六項第七号及び施行令第二十五条の二十二の三第十二項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第五項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号」と読み替えるものとする。

14　第四項の規定は、法第四十条の四第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

15　第十一項及び第十二項の規定は、法第四十条の四第六項第十一号ヘに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

16　施行令第二十五条の二十二の四第五項に規定する剰余金その他の財務省令で定めるものの額は、部分対象外国関係会社（法第四十条の四第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。）の第一号から第三号までに掲げる金額の合計額（法第四十条の四第二項第七号に規定する政令で定める部分対象外国関係会社（第四号において「外国金融持株会社等」という。）に該当するものにあつては、次に掲げる金額の合計額）とする。

一　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額（当該額が零を下回る場合には、零）

二　当該事業年度以前の各事業年度において利益剰余金の額を減少して資本金の額又は出資金の額を増加した場合のその増加した金額

三　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額

四　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外国金融持株会社等に係る施行令第二十五条の二十二第一項第一号イに規定する外国金融機関の株式又は出資（以下この号及び第十八項第五号において「株式等」という。）及び他の外国金融持株会社等（その発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。）の株式等の帳簿価額

17　施行令第二十五条の二十二の四第六項に規定する財務省令で定めるものの額は、部分対象外国関係会社（保険業を行うものに限る。）が保険契約を再保険に付した場合において、その再保険を付した部分につきその本店所在地国の保険業法（平成七年法律第百五号）に相当する法令の規定により積み立てないこととした同法第百十六条第一項に規定する責任準備金に相当するものの額及び同法第百十七条第一項に規定する支払備金に相当するものの額の合計額とする。

第十八条の二十の二の見出しを「（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第四十条の七第六項に規定する財務省令」を「第四十条の七第十一項に規定する財務省令」に改め、「書類は」の下に「同項各号に掲げる外国関係法人（以下この項において「添付対象外国関係法人」という。）に係る」を加え、「及び特定外国法人（同条第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）が各事業年度において同条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない同項に規定する適用対象金額を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎」を削り、同項第一号中「特定外国法人」を「添付対象外国関係法人」に、「第四十条の七第十一項」に改め、同項第二号中「特定外国法人」を「添付対象外国関係法人」に改め「事業年度」の下に「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第四号中「特定外国法人」を「添付対象外国関係法人」に改め、同項第五号中「株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、同項第六号中「特定外国法人」を「添付対象外国関係法人」に改め、同項を同条第十一項とし、同条に第一項から第十項までとして次の十項を加える。